



毎年恒例の小山市の花火大会。本校の寮の2階ポーチは花火見物の特等席です！

アジア研修センターでの生活 ～受入れ団体講義編③～

今回の「受入れ団体主催講義編③」では、入管法の改正に伴い今年7月1日より、技能実習生を受け入れる監理団体に義務付けられるようになった専門的知識を有する外部講師による「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講義の様子をレポートいたします。

本校ではこれまでにご紹介した「防犯・交通安全講習会」や「防火・消防講習会」などの公的支援に関わる講習会同様、会場の提供、講師や通訳の手配などの面で講習会開催のお手伝いをさせて頂いております。



在留資格や在留手続きなどの出入国管理行政や技能実習生制度の説明に熱心に聞き入る実習生のみなさん。



労働法令の講習では主に労働基準法に基く労働時間・休日・安全衛生・社会保険などについて知識を深めました。

実習生の感想

講習を受講したフィリピン人実習生のみなさん



日本が法律で定めている労働者の福利厚生を知ることはとても大切なことだと思いました。また、日本国が外国人に対しても労働者としての利益を保障しているのは素晴らしいと思いました。

講師あいさつ



入管法に関わる講習を担当：
松本 伸一先生（行政書士）

日本の法令を外国人実習生に伝えることの難しさを感じています。今後、講義の方法などを工夫していきたいと思います。



労働関係の法令に関わる講習担当：
松本 喜美子先生（社会保険労務士）

「わかり易く」をモットーに説明することを心掛けてまいります。よろしく願います。

TIFLA流日本語授業

～実践的漢字指導～

今回の「TIFLA 流日本語授業」は、ペアワークを取り入れた実践的漢字指導をご紹介します。本校では、「年・月・日」などの日付や「月・火・水」と言った曜日を表す基本漢字などに加え、いわゆる「危険用語」（「立入禁止」「頭上注意」等）も、実習先で要求される最低限必要な漢字知識と捉え、指導を行なっています。

漢字学習は、特に非漢字圏からの実習生たちにとって大変難しい学習項目の1つです。そこで本校では、使用場面を明確にした会話練習（※STEP 3 参照）の中にこれらの危険用語を取り入れ、より現実的で効果的な漢字学習を実践しています。この学習法はペアワークを通して楽しみながら必要な漢字の意味と読み方が身に付く為、実習生のみなさんにもたいへん好評です。

STEP 1

まずは、講師が危険用語の読み方と意味の説明を行ないます。



STEP 2

次にこれらの危険用語の意味を尋ねる表現（会話例）を指導します。



STEP 3

最後にペアワークを用いた会話練習を行ない危険用語の定着を図ります。



- A: たなかさん、すみません。
このかんじは どう よむんですか？
- B: これは「しようきんし」と よみます。
- A: あっ、そうですか。でも、「しようきんし」は どういう いみですか？
- B: 『これを つかつては いけません』という いみですよ。
- A: あー、そうですかー。わかりました。
どうもありがとうございました。